

放課後まちづくりクラブ FRAT 活動指針

令和4年5月26日制定
令和5年4月4日一部改正
藤崎町経営戦略課戦略推進係

1 設置の背景と目的

高校生にとって、選挙権年齢や成人年齢の引き下げなど、若い時から様々な物事について自らの意志で決定する機会が増してきており、自らが暮らす地域社会やそこに住む人を知ることの必要性が高まっている。

一方で、高校生が日常通う学校と放課後や休日を過ごす地域をつなぐ活動や組織は少なく、地域の人や活動と関わる機会が少ない。

このため、高校生の中から地域を知り、地域の人や活動に関わることで地域志向の見方、考え方を養うため、高校生の地域活動の母体となる放課後まちづくりクラブを設置する。

2 名称

放課後まちづくりクラブは「FRAT」（読み：フラット）と称する。

※「Fujisaki」（藤崎）、「Regional」（地域の）、「Action」（活動）、「Teens」（若者たち）の頭文字を組み合わせたもの。町内でまちづくり活動を行う高校生チームという意味を表している。

3 活動の目的

FRAT は、メンバーが地域のことを自主的に考え、積極的に活動することを前提とし、その活動の目的は次の掲げるとおりとする。

- （1）自分たちが暮らす地域のことを知り、学び、活動を通じて地域の人とのかかわりを深める。
- （2）高校生ならではの柔軟で自由な発想のもと、自分たちが楽しく、暮らしやすい地域をつくるための活動とする。
- （3）学校の枠を超えて共に協力し、メンバー同士の交流を図る。

4 参加メンバー

（1）参加者

FRAT の活動参加者は原則、町内に在住する現役高校生世代の住民または近隣市町村

等に通学する藤崎町や地域活動に関心のある高校生等とする。

なお、町が特別に認めた場合は、この限りではない。

(2) サポーター

大学生や社会人、過年度の FRAT 参加者等で当活動に賛同するものをサポーターとする。参加者の活動の支援を行うこととする。

5 活動の内容

FRATは、目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の活性化、まちなぎわい創出に関する活動
- (2) 地域の文化、観光、芸術、スポーツに関する活動
- (3) 地域の商業、工業、農業等の産業に関する活動
- (4) 自然、環境の保全や美化に関する活動
- (5) 健康、医療、福祉に関する活動
- (6) その他目的を達成するための活動

6 活動条件

FRATの活動の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) メンバーは、保護者及び在籍する高校から、FRATでの活動についての理解と承認を受けること。
- (2) 飲酒や喫煙をはじめ、法令に違反する行為は決して行わず、ルールを順守すること。
- (3) 高校の授業及び校内活動を優先し、特に試験期間前の活動は行わないこと。
- (4) 活動を通じて知り得た他者の個人情報（氏名・年齢・住所などの個人の特定に関する情報の一式）がある場合は、これを外部に公表しないこと。SNS等での情報発信にあたって個人に係る情報がある場合は、本人から了承を得るなど細心の注意を払うこと。
- (5) 活動に係る費用は、別に定める。

7 活動のサポート

FRATの活動について、メンバーの自主性・積極性を尊重しつつ、町（事業受託者を含む）及び関係機関が円滑な活動のためのサポートを行う。